

「でんきでげんき！とくしまパワー」 募集要綱

当社は、徳島県との提携により、県が運営する水力発電所（以下「徳島県営水力発電所」といいます。）を活用した電力供給ブランド「でんきでげんき！とくしまパワー」（以下「とくしまパワー」といいます。）を創設し、2021年6月より順次、徳島県内のお客さまを対象に電気料金プランをご提供しており、このたび、2025年4月以降の提供内容を拡充・リニューアルいたしました。

つきましては、拡充・リニューアル後のとくしまパワーの適用を希望されるお客さまは、本募集要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき、お申込みいただきますようお願いいたします。

I. 目的

「とくしまパワー」は、次の電気料金プランで構成いたします。

1 CO₂フリープラン「とくしま水力100%プラン」

徳島県内に立地する法人等の施設に対し、徳島県営水力発電所で発電された再生可能エネルギー100%かつCO₂フリーの電気を供給することにより、徳島県内に立地する法人等のCO₂削減に向けた取り組みへの支援、および再生可能エネルギーの地産地消を推進いたします。

また、CO₂フリー電気の供給の対価として、電気料金に、環境価値相当分を加算いたします。

2 CO₂フリープラン「とくしま再エネPlus+」

徳島県内に立地する法人等の施設に対し、当社の任意の発電所（化石燃料を使用するものを含みます。）で発電された電気に、徳島県営水力発電所の属性情報が付与されたトラッキング付非化石証書を組み合わせた、実質的な再生可能エネルギー100%かつCO₂フリーの電気を供給することにより、徳島県内に立地する法人等のCO₂削減に向けた取り組みを支援いたします。

また、CO₂フリー電気の供給の対価として、電気料金に、環境価値相当分を加算いたします。

3 ウェルカムとくしま！応援プラン「企業立地応援でんき」

徳島県が指定する補助制度の適用対象となった施設に対し、期間限定で電気料金を割引することにより、徳島県への企業立地促進を支援いたします。

4 ウェルカムとくしま！応援プラン「移住者応援でんき」

徳島県外から徳島県内へ移住された個人のお客さまに対し、期間限定で電気料金を割引することにより、徳島県への移住促進を支援いたします。

II. 用語の定義

要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次のとおりといたします。

1 法人等

法人その他の団体及び個人事業主をいいます。

2 移住世帯

徳島県外から徳島県内へ移住した方が属する世帯をいいます。

3 申込者

「とくしまパワー」の適用を希望し、要綱に基づき申込みする法人等や移住世帯をいいます。

4 供給対象地点

「とくしまパワー」の適用を希望する、当社のみと電力需給契約を締結している、または締結予定である徳島県内の需要場所をいいます。

5 電気料金

当社の電気需給条件、主契約料金条件および附帯料金条件によって算定された最低料金または基本料金、電力量料金、各種割引等および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

6 法人向け標準プラン

次の電気料金プランをいいます。

(低 圧) おトク e プラン、ビジネススタンダードプラン、低圧スタンダードプラン

(高 圧) 業務用電力、高圧電力A、高圧電力B

(特別高圧) 特別高圧電力A、特別高圧電力B

7 移住割引対象プラン

家庭向け電気料金プランをいいます。具体的な対象プランについては、当社のホームページにてお知らせいたします。

Ⅲ. 電気料金プランの内容

1 CO₂フリープラン「とくしま水力100%プラン」

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

ア 申込者が、法人等であること。

イ 申込者は、供給対象地点において、当社から電力の全量の供給を受けているまたは受ける予定であること。なお、供給対象地点における電力需給契約の名義は、原則として、申込者と一致していること。

ウ 供給対象地点は、受電電圧が特別高圧または高圧であること。

エ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 適用期間

適用開始日から、適用開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までといたします。）の末日までといたします。

ただし、適用開始日は、2025年4月1日以降といたします。

また、適用期間満了に先立って、お客さまと当社の双方が、「とくしま水力100%プラン」の廃止または変更について申入れを行わない場合は、適用期間満了後も2027年3月31日まで同一条件で継続されるものといたします。

(3) 加算料金

各月の電気料金の算定にあたり、その1月の使用電力量1キロワット時につき次の加算単価を乗じて得た金額を加算して請求いたします。

加算単価 = 1.65円（消費税等相当額を含む）

2 CO₂フリープラン「とくしま再エネ Plus+」

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

- ア 申込者が、法人等であること。
- イ 申込者は、供給対象地点において、当社から電力の全量の供給を受けているまたは受ける予定であること。なお、供給対象地点における電力需給契約の名義は、原則として、申込者と一致していること。
- ウ 供給対象地点は、受電電圧が特別高圧または高圧であること。
- エ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 適用期間

適用開始日から、適用開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までといたします。）の末日までといたします。

ただし、適用開始日は、2025年4月1日以降といたします。

また、適用期間満了に先立って、お客さまと当社の双方が、「とくしま再エネ Plus+」の廃止または変更について申入れを行わない場合は、適用期間満了後も2027年3月31日まで同一条件で継続されるものといたします。

(3) 加算料金

各月の電気料金の算定にあたり、その1月の使用電力量1キロワット時につき次の加算単価を乗じて得た金額を加算して請求いたします。

加算単価 = 1.10円（消費税等相当額を含む）

3 ウェルカムとくしま！応援プラン「企業立地応援でんき」

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

- ア 申込者が、法人等であること。
- イ 供給対象地点が、原則として2024年4月1日以降において、徳島県が実施する次の補助制度に採択された事業に係る施設であること。

<補助制度一覧>

- ・企業立地補助制度
- ・外資系企業等誘致事業補助制度
- ・情報通信関連事業立地促進補助制度
- ・ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助制度

- ウ 供給対象地点において、法人向け標準プランの適用を受けること。
- エ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 割引適用期間

割引適用開始月から 2027 年 3 月までの電気料金について割引いたします。

ただし、割引適用開始月は、低圧は 2025 年 5 月以降、高圧・特別高圧は 2025 年 4 月以降といたします。

(3) 割引内容

各月の電気料金の算定にあたり、法人向け標準プランの料金条件にもとづき算定した最低料金または基本料金、および電力量料金の合計金額から、次により算定する基本料金割引額および電力量料金割引額の合計金額を差し引きます。

$$\text{基本料金割引額} = \begin{array}{l} \text{最低料金または基本料金} \\ \text{(燃料費調整前の料金)} \end{array} \times 15 \text{ パーセント}$$

$$\text{電力量料金割引額} = \begin{array}{l} \text{電力量料金} \\ \text{(燃料費調整前の料金)} \end{array} \times 15 \text{ パーセント}$$

4 ウェルカムとくしま！応援プラン「移住者応援でんき」

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

ア 申込者が、2024 年 10 月 1 日以降における移住世帯に属すること。

イ 供給対象地点において、移住世帯に属する者の名義で、移住割引対象プランの適用を受けていること。

ウ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号および同条第 6 号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 割引適用期間

割引適用開始月から起算して、12 ヶ月分の電気料金について割引いたします。

ただし、割引適用開始月は 2025 年 5 月以降とし、割引適用終了月は 2027 年 3 月までといたしますので、適用開始月次第では割引適用期間が 12 ヶ月に満たない場合があります。

(3) 割引内容

各月の電気料金の算定にあたり、移住割引対象プランの料金条件にもとづき算定した最低料金または基本料金、および電力量料金の合計から、550 円（消費税等相当額を含む）を割引いたします。

IV. 適用上限

「とくしまパワー」の各電気料金プランの適用上限は、次のとおりといたします。

- 1 「とくしま水力 100%プラン」、「とくしま再エネ Plus+」および「企業立地応援でんき」の総供給電力量の上限値は、3 億 1,500 万キロワット時／年を目安といたします。
- 2 「移住者応援でんき」の上限は設定いたしません。

V. 適用期間中の解約について

- 1 申込者は、異常渇水または非常変災その他の事由により「とくしまパワー」による電力供給が困難となった場合または供給対象地点での電気の使用を終了する場合を除き、原則として適用期間中または割引適用期間中において「とくしまパワー」を解約することはできません。
- 2 申込者が提出した申込書類に虚偽の記載がある場合や、申込みの際に不正行為があったと認められる場合、当社は、申込者の合意なく、「とくしまパワー」を解約できるものといたします。

VI. 申込手続き

1 申込方法

「とくしまパワー」の申込方法は、次のとおりといたします。

プラン名	申込方法
とくしま 水力 100%プラン	当社のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次の宛先まで郵送または電子メールにより提出いただくとともに「IX. 問い合わせ先」へご連絡願います。
とくしま 再エネ Plus+	【当社ホームページ】 (とくしま水力 100%プラン、とくしま再エネ Plus+) https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html
企業立地応援でんき	(企業立地応援でんき) https://www.yonden.co.jp/business/price/firm_location/index.html 【提出先】 〒760-8573 香川県高松市丸の内 2 番 5 号 四国電力株式会社 法人営業部 法人営業推進グループ 【電子メールアドレス】 houjineigyobu@yonden.co.jp
移住者応援でんき	当社の無料会員制 Web サービス「よんでんコンシェルジュ」上でお申込みください。 【リンク先】 https://www.yonden.co.jp/lp/iju-discount-tokushima/index.html

なお、「とくしま水力 100%プラン」、「とくしま再エネ Plus+」および「企業立地応援でんき」について、本申込みは、当社との間の電力需給契約の申込みは兼ねていないことから、別途、当社に対して電力需給契約の申込みが必要な場合がございます。

2 申込受付期間

先着順に順次受付いたしますが、各電気料金プランが適用上限に達した時点、もしくは 2026 年 9 月 30 日のいずれか早い時点をもって受付を終了いたします。

3 申込書類及び提出部数

「とくしま水力 100%プラン」、「とくしま再エネ Plus+」および「企業立地応援でんき」の申込書類及び提出部数は、次のとおりといたします。なお、提出いただいた申込書類は返却いたしません。

申込書類の名称	提出部数	備考
①申込書	2部	1部は写しで可
②供給対象地点一覧	2部	1部は写しで可
③電気料金請求書（写）	各1部	供給対象地点毎に提出 直近1ヶ月分のみで可
④年間使用予想表	各1部	供給対象地点毎に提出 高压以上の供給対象地点分を提出
⑤奨励指定通知書等（写） ※「企業立地応援でんき」を申し 込まれる場合のみ	2部	Ⅲ（電気料金プランの内容）3（1） イの補助制度一覧に記載された補 助制度に係るもの

Ⅶ. 審査・通知等

1 審査

申込者による申込み後、当社は、申込内容が各電気料金プランの適用条件に合致しているかを審査し、Ⅳ（適用上限）に規定する適用上限の範囲内で、当該プランの適用を決定いたします。

審査において、申込内容の不備等が判明した場合は、申込者に追加資料の提出や修正等を求め、不備等が解消された時点で審査を再開いたします。

なお、申込者が当社の要請に応じない場合は、受付を解除することがございます。

2 審査結果の通知

当社は、審査結果について、原則、申込書類受領後1ヶ月以内に申込者に対して電子メールにて通知いたします。

3 契約手続き

(1) 「とくしま水力 100%プラン」、「とくしま再エネ Plus+」および「企業立地応援でんき」の場合、適用決定後、当社と申込者との間で電力需給追加契約書を締結いたします。

(2) 「移住者応援でんき」の場合、適用決定後、当社から電子メールにて契約成立の通知をいたします。

(3) 「とくしま水力 100%プラン」、「とくしま再エネ Plus+」、「企業立地応援でんき」および「移住者応援でんき」の適用開始は、原則として、四国電力送配電株式会社が制定する託送供給等約款で定める検針日または計量日といたします。

VIII. その他留意事項

1 CO₂排出係数の扱い等

(1) とくしま水力 100%プラン

「とくしま水力 100%プラン」による供給については、原則として、徳島県営水力発電所で発電された電気を用いるため、購入した電気の使用に伴うCO₂排出係数はゼロとなります。

なお、発電所の故障等により徳島県営水力発電所から供給ができない場合は、他の発電設備で発電された再生可能エネルギー電気を供給いたします。

(2) とくしま再エネ Plus+

「とくしま再エネ Plus+」による供給については、当社の任意の発電所（化石燃料を使用するものを含みます。）で発電された電気に、原則として、徳島県営水力発電所の属性情報が付与されたトラッキング付非化石証書を組み合わせることで、購入した電気の使用に伴うCO₂排出係数はゼロとなります。

なお、発電所の故障等により、徳島県営水力発電所から供給ができない場合は、他の発電設備の属性情報が付与されたトラッキング付非化石証書を使用する場合があります。

(3) ウェルカムとくしま！応援プラン

「企業立地応援でんき」および「移住者応援でんき」は、当社が保有、調達する電源全体から供給するため、徳島県営水力発電所で発電された電気に限定するものではありません。

なお、購入した電気の使用に伴うCO₂排出係数は、国が公表する当社の値のうち、一般的な料金プランに加入するお客さまと同じ値となります。

2 産地価値に係る証明書の発行

「とくしま水力 100%プラン」および「とくしま再エネ Plus+」の適用が決定した申込者に対し、本プランに係る契約証明書を発行いたします。

3 個人情報の利用

電気料金プラン申込時および契約時に記載・入力された情報は、当社が取得し厳正な管理を行い、個人情報利用目的の範囲で利用させていただきます。

（個人情報利用目的）

個人情報の利用目的は当社ホームページにて確認いただけます。

<https://www.yonden.co.jp/corporate/privacy/index.html>

4 要綱の変更

当社は、社会情勢の変化等の理由により要綱を変更することがあります。この場合の契約条件は、変更後の要綱によるものとし、要綱の変更について、当社のホームページ上に掲載する等、適切な方法によりお知らせいたします。

5 その他

要綱に定めのない事項については、申込者と当社との間で締結している、または締結を予定している電力需給契約書ならびに当社が制定する電気需給条件および料金条件によるものといたします。

IX. 問い合わせ先

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

<とくしま水力100%プラン、とくしま再エネPlus+および企業立地応援でんきの問い合わせ先>

法人営業部 法人営業推進グループ

電話番号：087-821-5061

F A X：087-825-3007

<移住者応援でんきの問い合わせ先>

カスタマーセンター

電話番号：0120-564-552